

舟運による周遊性向上事業業務委託 仕様書

I 業務の概要

(1) 業務名

舟運による周遊性向上事業業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

大阪府では、「水と光の首都大阪」の実現に向けて、大阪市や経済団体と連携し、大阪の都心を囲む水の回廊を活かした、水辺のにぎわい創出や舟運の活性化の取組みを進めています。

水の回廊における舟運利用者数は、令和5年度にはコロナ禍前の水準を上回り、過去最高を記録する一方、その多くは道頓堀川沿いに集中しています。水の回廊周辺には、道頓堀や中之島、大阪城などの大阪を代表する観光地があることから、今後さらに、大阪都市魅力創造戦略2025に掲げる「水の回廊のさらなる活性化」を推進するため、水の回廊を観光客が船で周遊できる環境づくりの取組みを進めることとしています。

本業務では、今後のさらなる舟運の活性化を図り、水都大阪の魅力発信につなげるため、舟運事業者等の民間事業者による水の回廊を周回する航路の創出をめざして、社会実験や調査検討を実施します。

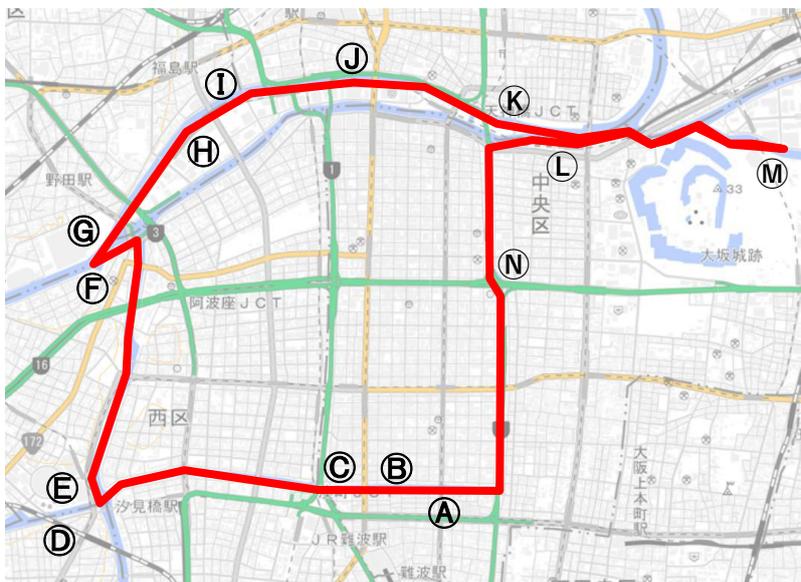
(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日(木曜日)まで

(4) 委託上限金額

17,588,000円(消費税及び地方消費税を含む)

【本事業で利用する公共船着場の配置図】



出典:国土地理院ウェブサイト(地理院タイルを加工して作成)

本事業で利用する公共船着場

- ① 日本橋船着場
- ② 太左衛門橋船着場
- ③ 湊町船着場
- ④ 大阪ドーム岩崎港
- ⑤ 大阪ドーム千代崎港
- ⑥ 中之島 GATE ターミナル
- ⑦ 大阪市中央卸売市場前港
- ⑧ 大阪国際会議場前港
- ⑨ 福島港(ほたるまち港)
- ⑩ 堂島浜船着場
- ⑪ ローズポート
- ⑫ ハ軒家浜船着場
- ⑬ 大阪城公共船着場
- ⑭ 本町橋船着場

2 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) 周回航路の社会実験業務

道頓堀や中之島、大阪城などの大阪を代表する観光地を観光客が船で周遊できるよう、水の回廊を周回する定期航路を創出するための社会実験を行うこと。将来、舟運事業者等が事業化する想定のもと、航路や運航スケジュール等を検討し、試験運行を行うことで、周回航路の実現に向けた課題や問題点の整理につなげること。

① 事業化に向けた全体コンセプト及び基本的な運航プランの検討

- ・ 事業化に向けた周回航路の全体コンセプトを作成し、それを実現できる運航プランを提案すること。
- ・ 運航プランは、全体コンセプトのもと、水の回廊における舟運利用の現状や課題等を踏まえた上で、提案すること。なお、提案にあたっては、以下の項目を必須とする。

ア 周回航路及び運航スケジュール等

- ・ 1ページに示す①～④の船着場のうち、水の回廊を周回するよう、5ヶ所以上の船着場を利用すること。ただし、⑤（中之島GATEターミナル）、④（本町橋船着場）の船着場は必ず利用すること。
- ・ 社会実験の日数は4日以上とし、その内訳は、**2025**年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催期間中（令和7年10月13日まで）、万博開催期間以降の各期間においてそれぞれ2日以上（平日と土・日・祝日を各1日以上）とし、日数について提案すること。
- ・ 社会実験の参加者が、船を乗り継いで水の回廊周辺にある複数の観光地を巡ることができるよう、各日の運航便数は4便以上とし、周回が可能な運航ダイヤとすること。
- ・ 運航は日中だけでなく、夜間も行うこと。

イ 周遊をより楽しむことができる取組み

- ・ 船内ガイド等により、本事業や水都大阪の魅力、周辺の観光施設の **PR** など周遊を楽しむ取組みを行うこと。
- ・ 水都大阪コンソーシアムが実施する舟運の活性化を目的とした事業や大阪府・大阪市が実施する「**OSAKA** リバーファンタジー」等との連携も検討すること。

【参考】

- ・ 水都大阪コンソーシアム公式サイト <https://www.suito-osaka.jp/>
- ・ **OSAKA** リバーファンタジー公式サイト <https://osaka-river-fantasy.jp/>

② 本事業実施にあたっての広報

- ・ 社会実験の参加者の確保は事業者で行い、できる限り多くの参加者を確保するように広報を行うこと。
- ・ 社会実験の実施にあたっては、事前に日本語版、英語版、中国語版、韓国語版等の多言語に対応した本事業専用のホームページを開設すること。なお、ホームページ開設にあたっては事業者でサーバーをレンタルするなどして対応することとし、費用はすべて事業者の負担とする。
- ・ 主要な観光施設（道頓堀や大阪城公園等）を訪れた国内外の観光客に対して周知するため、観光スポット等に案内板を設置するなど、誘客するための取組みを実施すること。

③ 社会実験の参加者や舟運事業者に対する意識調査（アンケート、ヒアリング等）

- ・ 社会実験の参加者に対してアンケート調査を実施すること。紙、**WEB** などの方法は問わない。アンケートは日本語版のほか、英語版、中国語版、韓国語版を作成するなど、参加者の国籍にも対応できるようにすること。
- ・ 事前に舟運事業者にはヒアリングやアンケート調査を行い、周遊に対する課題や問題点を把握したうえで社会実験を実施すること。

④ そのほか、利用者や舟運事業者の利便性を図る効果的な取組み

- ・ 社会実験の参加者が、スマートフォンなどで容易に運行状況を確認し、乗船チケットを購入できる仕組みや、舟運事業者が、容易に船着場の利用手続きを行うことができる仕組みを構築するなど、社会実験に際し、利用者や舟運事業者の利便性を図る効果的な取組みを検討し、実施すること。

【留意点】

- ・ 社会実験の参加者や他の船舶に危害が及ぶことのないよう、安全対策を十分に講じた上で、実施すること。特に、船舶を停泊させるための綱取りや乗船誘導、乗船中の安全確保など、適切に行うこと。
- ・ より多くの社会実験参加者の確保に努めるとともに、各船着場において定員超過により参加者が乗船できなくなるような運航プランを提案すること。
- ・ 潮位等によっては時間帯により運航が不可能となる場合があることから、運航スケジュールの策定時に注意すること。また、大雨等の影響により、川が増水し、通行不可能となる場合や、荒天や護岸工事等で運航できない場合には期間中の別日程で実施できるよう、あらかじめ計画しておくこと。
- ・ 社会実験の実施に際し、旅客船の運行や船着場の使用手続き、観光スポット等に案内板を設置する際の手続き等、必要となる手続きはすべて事業者が行うこと。なお、その際に必要な費用はすべて事業者の負担とする。
- ・ 万博開催期間中は、多くの観光客が来阪することも踏まえ、必要な大きさの船を手配すること。ただし、場所によっては川幅が狭いところや、桁下高が低いところがあるため、注意すること。また、使用する船着場によっては、最大全幅や最大全長が指定されているため、管理者等の指示に従うこと。
- ・ アンケート調査の内容・方法等は、あらかじめ大阪府と協議したうえで決定すること。
- ・ 委託料とは別に社会実験の参加者から料金を徴収することも可能とする。その場合は、徴収した料金は事業者の利益にならないよう、全てこの事業に充当することとし、①で示した運行日数や便数を増やしたり、船内コンテンツ等の付加価値をつけたりするなど、社会実験の効果をより高める取組みを行うとともに、合理的な料金体系とすること。なお、実施にあたっては、事前に大阪府と協議すること。
- ・ 社会実験の実施内容は、企画提案をもとに、大阪府と協議・調整の上、決定する。

【提案を求める事項】

- ・ 事業化に向けた周回航路の全体コンセプトと、それを実現するための基本的な運航プランを提案してください。
- ・ 運航プランについて、以下の項目を中心に、具体的に提案してください。
 - (1) 運航ルート、発着又は寄港する船着場
 - (2) 使用船舶（船社名、船名、定員数、大きさ 等）
 - (3) 社会実験の実施時期（万博期間中、万博期間後）、実施日数及び社会実験の参加者から料金を徴収する場合はその料金
 - (4) 船の運航便数及び運航時間（タイムスケジュール）
 - (5) 安全確保対策
- ・ 周遊をより楽しむことができる取組みを具体的に提案してください。
- ・ 社会実験の参加者をより多く確保するための広報に関する内容を、例示で示したものの以外も含め具体的に提案してください。
- ・ 社会実験の参加者に対して実施するアンケートの回答率を高める工夫を具体的に提案してください。
- ・ 社会実験に際し、利用者や舟運事業者の利便性を図るための効果的な取組内容を具体的に提案してください。

(2) 周回航路の実現に向けた調査検討業務

① 定期航路の事業化に向けた現状・課題等の整理・分析

将来、舟運事業者等が水の回廊を周回する定期航路を事業化できるよう、(1)の社会実験の結果も踏まえ、舟運利用者及び舟運関係団体等を取り巻く現状や将来予測、潜在ニーズ等について、水の回廊周辺の舟運事情の特性も考慮しながら、総括的に調査分析及び課題抽出を行うこと。

なお、調査にあたっては、事業化の実現に際し、課題として考えられる以下の項目を必須とし、加えて、事業者独自のノウハウや知見を活かして、事業化に必要な調査項目等を追加するなど、調査分析及び課題抽出の精度を高める工夫をすること。

ア 採算性

- ・ 採算性の分析に際し、大阪府が貸与する資料をもとに、各船着場における舟運の利用状況を整理すること。
- ・ 船着場毎に、船社名、行先、利用者の属性（日本人か外国人の別等）、利用時間帯別に整理し、必要に応じて、利用時間帯や利用船社毎にクロス集計を行うなど分析すること。
- ・ 舟運事業者からのヒアリング等をもとに、運航経費や料金設定、乗船率等を踏まえ、損益分岐点等の分析を行うなど採算性を分析すること。

イ 舟運利用者のニーズ

- ・ 社会実験参加者に対して実施したアンケートの結果をもとに、舟運利用者のニーズを分析し取りまとめること。
- ・ 社会実験参加者の属性や使用船着場別に整理するなど、必要に応じてクロス集計を行うこと。

ウ 舟運事業者等の意向

- ・ 周回航路の実現に向けた調査検討を進めるために必要な舟運事業者等に対するヒアリング調査を実施すること。

②事業化プランの提案

上記①の調査分析及び課題抽出の結果を踏まえて、事業化に向けたプランを提案すること。

また、提案にあたっては、事業化に向けての課題解決の手法や、実現した場合の効果などについても言及したうえで、提案すること。

なお、提案した事業化プランについては、舟運事業者等に対する提案書を作成し、本事業のホームページに掲載するなど、取組みの成果を周知すること。

【留意点】

- ・ 調査分析の進め方や手法、内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）については、大阪府が指定した項目以外の項目も提案すること。
- ・ 調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形で提案すること。
- ・ 事業化プランの提案は、具体的で実現可能性の高い内容とすること。
- ・ その他、新規性や話題性、インパクトのある視点も加えること。

【提案を求める事項】

- ・ 大阪府が示した課題〔(2)ア・イ・ウ〕に対し解決策を提案したうえで、さらなる課題及び解決策を提案してください。
- ・ 調査分析の進め方や手法、内容（調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等）について、事業化プランのエビデンスとするため、調査分析の手法や内容について具体的な提案をしてください。
- ・ 現時点で考えられる定期航路の事業化に向けたプランを提案してください。
- ・ 事業化プランを提案するにあたり、将来、事業化に導く手法（主たるターゲットや舟運利用を促すための戦略や着眼点等）も併せて提案してください。
- ・ 上記に加え、より実現性が高くなるよう、工夫を凝らした内容があれば、提案してください。

(3) 業務実施スケジュール及び実施体制等

上記(1)及び(2)について、事業委託期間内に安全で計画的かつ効率的に進行できるよう、大阪府と協議の上、計画を立てて進行管理を行うこと。

【留意点】

- ・ 業務実施スケジュールは、実現可能なものを提案すること。
- ・ 本業務を円滑かつ適切に実施するために必要なスキルと経験を有する人員を配置すること。
- ・ 業務の履行にあたり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- ・ 「大阪府からの受託業務に係る個人情報の適正管理のポイント」を精読のうえ、遵守すること。
- ・ 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。

【提案を求める事項】

- ・ 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案してください。
- ・ 安全で計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案してください。なお、本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ・ 提案事業者の強み（類似の運営実績・調査実績、コンサルティング経験、企業ネットワーク、専門性、独自性など）があれば記載すること。

3 委託業務実施上の留意点

- ・ 受託者は、契約締結後、事業の実施及び業務の具体的な内容について、大阪府と協議の上で決定すること。
- ・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・ 受託者は、事業開始時まで業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- ・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

4 成果物の提出

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物とともに、本事業で実施した調査・分析等（印刷物・データ等）一式を、契約期間内に大阪府に提出すること（詳細は、別途受託者に指示する）。また、成果物は、印刷物の外、**PDF** ファイル形式の電子データでも提出すること。

なお、当該電子データは、今後大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

5 著作権等の取り扱い

- ・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。
- ・ 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・ 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

6 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合が生じる再委託をすること。

7 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

(別 記)

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

- (5) 個人情報電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【契約書記載例】

第○条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元(派遣元)企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元(派遣元)企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」という。)第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。